

離婚に関連するおもな手続き ※他の市町村に住所のある方は、住所地の市区町村にお手続きをご確認ください

下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	受付窓口
住所 戸籍	住所が変わる人	住所変更(転入・転出・転居)	※各チェックシートをご確認ください	市民課 (1F ピンク②番) 0986-23-2128 ※マイナンバーカード のお手続きは、マイナンバー カードサポートセンター (本庁地下1階)でも可能
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている人	世帯分離の届出		
	姓が変わる人で、マイナンバーカード をお持ちの人	氏名変更	マイナンバーカード	
	姓が変わる人で旧姓の印鑑で印鑑登録している人	自動的に登録廃止になります		
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい人	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	※受付窓口でお尋ねください	市民課 (1F ピンク③番) 0986-23-2128
	子どもの戸籍についての相談	入籍届、養子離縁届等	※受付窓口でお尋ねください	
保険 年金	国民健康保険に加入中で、資格確認書等の姓な どの変更がある人	国民健康保険資格確認書等の 氏名変更	国民健康保険資格確認書等	保険年金課 (1F 黄色⑦番) 0986-23-2642
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れ て、国民健康保険に加入する人	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書等	
	姓が変わる人で、75歳以上の人または65歳以 上で後期高齢者医療制度に加入している人	後期高齢者医療資格確認書等の交付		保険年金課 (1F 黄色⑧番) 0986-23-2634
	姓が変わる人、または世帯構成に変更がある人 で、各種認定証をお持ちの人	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の人は 勤務先へ問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等	
	年金の分割手続き(必要な方のみ)	厚生年金の納付記録を当事者間で分割 できる制度	※受付窓口でお尋ねください	都城年金事務所 0986-23-2571
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる人 (0歳～高校生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する人が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の資格確認書等 ※必要なものがそろっていても窓口へ お立ち寄りください	こども政策課 (1F 緑色3番) 0986-23-2684
	子ども医療費受給資格証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる人(0歳～中学生)	子ども医療費受給資格内容の変更 ※口座名義等の変更	・子ども医療費受給資格証 ・健康保険の資格確認書等(子) ※同意書が必要な場合があります	
	放課後児童クラブの利用を希望する人	児童クラブ入会	※受付窓口でお尋ねください	
	ひとり親家庭等の相談	児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でお尋ねください	
		母子・父子等医療費受給資格の 相談・申請		
	保育園等に入所を希望する人	保育園等の入所相談	※受付窓口でお尋ねください	保育課 (2F 黄緑色13番) 0986-23-4894
	保育園等に入所している子どもがいる人	教育・保険給付認定内容の変更		
	小中学生の子どもがいる人	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り 必要事項を記入のうえ、 当該学校へ提出してください	子どもが在籍する学校
通学児童の氏の変更相談 ※子の氏変更の手続きをされた方		通学されている学校の担任の先生にご 相談ください		
障害児通所支援を利用している子どもが いる人	・受給者証の変更 ・利用者負担上限月額の見直し	障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 (1F 水色6番) 0986-23-2980	
高 齢	姓が変わる人で介護保険証をお持ちの人 (65歳以上または要介護認定を受けている人)	介護保険証の氏名変更	介護保険証	介護保険課 (1F オレンジ色7番) 0986-23-2114
障がい	姓が変わる人で障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	障がい福祉課 (1F 水色6番) 0986-23-2980
	姓が変わる人で自立支援医療(精神通院、更生医 療、育成医療)受給者証をお持ちの人	自立支援医療受給者証の氏名変更	自立支援医療受給者証	
	姓が変わる人で特別障害者手当、経過的福祉手 当、障害児福祉手当を受給している人	各種手当の変更	※受付窓口でお尋ねください	
	特別児童扶養手当を受給していて、 姓または受給者が変わる人			
	姓が変わる人で重度心身障害者医療費受給資 格証をお持ちの人	重度心身障害者医療費受給資格証 の変更	・重度心身障害者医療費受給資格証 ・健康保険の資格確認書等 ・本人名義の通帳	
	障害福祉サービスを利用している人	・受給者証の変更 ・利用者負担上限月額の見直し	障害福祉サービス受給者証	

税・料金	上下水道の利用者名義が変わる人	使用名義変更 ※オンラインまたは電話で手続きできます	上下水道局お客様センター 0986-23-4510
	税・料等の口座を変更する人	口座振替の変更 ※オンラインまたは取り扱い金融機関の窓口で 手続きできます	会計課 0986-23-0571
その他	姓が変わる人で犬を飼っている人	登録事項の変更	環境政策課 (北別館 3F) 0986-23-2130
	姓が変わる人で市営墓地の利用者の人	氏名変更	
	市営住宅を退去する人 または市営住宅に入居・同居を希望する人	市営住宅の退去や名義変更手続き 市営住宅の入居・同居の相談	※受付窓口でお尋ねください 住宅施設課(3F) 0986-23-2091 各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の 市営住宅の場合)

【参考】市役所以外での主な手続き

預金・保険・証券などの氏の変更手続き	取引のある金融機関へ
厚生年金受給者の氏が変わった場合の年金手続き	国民年金分も含めて年金事務所へ 都城年金事務所 0986-23-2571
不動産の登記人の氏の変更手続き	不動産がある地域を管轄する法務局へ 宮崎地方法務局都城支局 0986-22-0490
運転免許証の氏や本籍などの変更手続き	都城運転免許センター 0986-25-9999 都城警察署 0986-24-0110
旅券（パスポート）の手続き ※氏名、本籍に変更があった方	都城パスポートセンター 0986-21-6781
加入保険が国保以外の社会保険等場合、氏などの変更手続き	お勤めの職場へ

都城市役所

市役所代表電話
0986-23-2111

〒885-8555
都城市姫城町6街区21号

窓口受付時間 午前 8時45分 ~ 午後 4時30分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

市HP



手続きチェックシート

離婚される人へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人2人（18歳以上）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年の子どもがいるときは、子の親権者を定めてください。父母の双方（共同親権）とするか父母のいずれか一方（単独親権）とするかを選択できます。
- 調停（裁判）離婚の場合、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出してください。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの>



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等



・健康保険の資格確認書等 ・年金手帳※
・介護保険証 ・都城市バス券
・顔写真付きの社員証
・学生証 等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナンバー(個人番号)を提示いただきます。